

## 社会福祉法人信濃福祉施設協会 役員及び評議員の報酬に関する規程

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益上及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分される。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であつて、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬は、社会福祉法人信濃福祉施設協会定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(公表)

第3条 この法人は、この規程もつて、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によつて行ふ。

附則

この規程は平成30年1月29日（評議員会の決議日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。